

<今号の内容>

1. 厚生労働省 第 12 回 社会福祉法人の在り方等に関する検討会開催
～社会福祉法人制度の見直しについての報告書作成について～
2. 厚生労働省 第 1 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催
3. 厚生労働省「平成 26 年度障害福祉サービス提供実態調査」への協力について

1. 厚生労働省 第 12 回 社会福祉法人の在り方等に関する検討会開催 ～社会福祉法人制度の見直しについての報告書作成について～

6 月 16 日（月）、第 12 回社会福祉法人の在り方等に関する検討会（座長 田中 滋
慶應義塾大学 名誉教授）が開催され、これまでの検討会の報告書となる「社会福祉法人
制度の見直しについて（案）」が厚生労働省から示され、とりまとめの議論が行われた。

報告書（案）は、以下の 5 部構成となっている。

- 第 1 部：社会福祉法人制度の概要
- 第 2 部：社会福祉法人制度を取り巻く状況の変化
- 第 3 部：社会福祉法人の課題
- 第 4 部：社会福祉法人の今日的な役割
- 第 5 部：社会福祉法人制度見直しにおける論点

以下、報告書（案）に対する、委員からの意見の概要を報告する（文責は事務局）。

【地域における公益的な活動の推進について】

- 公益的な活動について、「実施義務を明記することを検討するべきである」という表記と、「義務付ける内容について慎重に検討するべきである」という表記があるが、本検討会としては、義務づけるという結論で良いのか。（松山委員）
- 実施を義務づけるという結論で良い。慎重に検討するべきという表現は、公益的な活動を法律により画一的なものにしたいくないことや、本業をおろそかにした公益的な活動をしてほしくないという意図があるため。（古都審議官）
- 公益的な活動について、例示をせずに地域の実情に応じて実施して欲しいという意図はありがたいことであるが、もし、例示するのであれば、「NPO 等の財政基盤が脆弱な団体の支援、育成」といったことも明記をしてほしい。（雄谷委員）
- 地域住民が公益的な活動について評価する仕組みは良いが、その際、住民が公益的な活動について考えるときのヒントになるような公益的な活動の事例集を、全社協などが作成するべきではないか。（千葉委員）
- 地域が法人の活動を評価する仕組みは必要である。公益的な活動が義務化されれば必ずフリーライダーの法人が現れるので、それを監督する意味でも、地域による評価システム

を取り入れるべき。(松山委員)

- 特養を運営する法人は、そのノウハウを地域に還元するべきである。定期巡回・訪問介護サービスなどすぐには黒字にならない事業ではあるが、赤字を出してでも自法人のノウハウを活かして地域ニーズに応えていくなど、公益的な活動は、まずは本来事業を活かして実施していくかを考えるべき。(対馬委員)
- まず本業があり、地域ニーズに応えるためにその周辺事業をいかに先駆的・改革的に実施していくかという考え方をすべきである。(藤井委員)
- 本来事業や本業という公益的な活動は「ついで」のように捉えられてしまう。法人が長きに渡り実施している事業を広げることも公益的な活動であり、公益的な活動も本業であるので、表現には検討が必要。(浦野委員)
- 措置事業についての表記が少ないが、社会福祉法人の根幹であり、措置事業の重要性についてもっと記載が必要ではないか。(高橋委員)
- セーフティネットとしての役割のなかに、措置事業を含めてもよいのではないか。(田島委員)

【法人組織の体制強化】

- 本部機能の強化、公益的な活動の実施、補助金額の明確化などを進めていくには、今の会計基準では厳しい。併せて会計基準についても見直すべき。(千葉委員)
- 本部機能を強化するのであれば、収支がプラスでなければ、本部経費に費用を回せないという現在の仕組みは見直すべき。(宮田委員)
- 評議員を地域住民が選出できる仕組みとすれば、地域が事業を評価することにも繋がり、わかりやすくなるのではないか。(藤井委員)
- 無償の理事、有償の理事それぞれの職務・責務を明確化すべきではないか。(藤井委員)
- 経営者の質の向上について、その対象に「理事長」という言葉を入れるべきではないか。関係団体のヒアリングのなかで、理事長に対しての研修はとてもできないといった話があったが、それであれば、現状はなにも変わらない。研修の実施主体も関係団体に限らず、学識経験者等が主体となって研修を実施することも必要ではないか。(西元委員)

【法人の規模拡大・協働化】

- 一施設経営法人への対応の一つとして、非営利ホールディングカンパニーという仕組みが有効だと思う。持分のない社会福祉法人だからこそ地域のために協働できるのではないか。(松山委員)

【法人運営の透明性の確保】

- 現状の会計基準には強制力がなく、例えば関係当事者との取引についても注記がなされなければわからない仕組みであるので、会計基準を順守しなかった場合の罰則規定について設けるべきではないか。(千葉委員)

【法人の監督の見直し】

- 行政監査は法令事項に特化すべきであり、それを明確化した上で第三者評価とのすみわ

けをはっきりすべき。(宮田委員)

- 真面目に事業をしている法人が迷惑を被ることもあるので、退出のルールについては、しっかりと考えるべき。(田島委員)
- 社会福祉法人は構造上悪いことをしたい人が入れる構造であり、やはり認可にあたっては実績要件を必須とすべき。また、内部告発の受け皿を整備するべきではないか。(藤井委員)
- 一法人一施設の法人が多いのが現状であるため、監査機能のなかに経営コンサルの機能を設け、法人を育てる環境を整備する必要があるのではないか。(高橋委員)

【その他】

- 社会福祉法人の改革が自治体に伝わっておらず、自治体と社会福祉法人との連携がとれないことがある。自治体の職員研修についても早急に実施して欲しい。(森委員)

検討会は今回で終了となり、今回の意見を踏まえた報告書の最終修正は座長に一任することとなった。

当日資料は、以下の厚生労働省ホームページに掲載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html#shingi159469>

2. 厚生労働省 第1回障害福祉サービス等報酬検討チームを開催

厚生労働省は、障害福祉サービス等にかかる報酬について、客観性・透明性の向上を図りつつ、平成27年度改定に向けた検討を進めるため、高鳥厚生労働大臣政務官を主査とする「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を設置し、6月13日に第1回会合を開催した。

今後、障害福祉関係団体のヒアリングを経て、報酬・基準に関する基本的な考え方の整理を行い、平成27年1月を目途に本チームのとりまとめを行うことが確認された。

全国経営協の障害福祉事業経営委員会専門委員である平野方紹立教大学教授がアドバイザーとして参画している。

委員会の構成員等は以下のとおり（敬称略）

主査：高鳥厚生労働大臣政務官

副主査：社会・援護局障害保健福祉部長

構成員：同企画課長

同障害福祉課長

同精神・障害保健課長

同障害児・発達障害者支援室長兼地域生活支援推進室長

アドバイザー：井出 健二郎（和光大学教授）

沖倉 智美（大正大学教授）

野沢 和弘（毎日新聞論説委員）

萩原 利昌（川崎市障害保健福祉部長）

平野 方紹（立教大学教授）

第1回会合では、「平成27年度報酬改定に向けた今後の検討の進め方について」を議題として、まず厚生労働省から、障害福祉制度を取り巻く状況について説明があった。その後、厚生労働省の説明に対する質疑応答や、構成員・アドバイザーの問題意識や検討事項案について意見交換を行った。

平野方紹アドバイザーは、障害者総合支援法において、ケアマネジメントの視点が導入されたことを踏まえ、利用者はもちろん、親なき後の地域移行などを含めた全体的な視点に基づくケアが必要となること。また、重度障害者のケアやサービスの谷間に焦点をあてるとともに、必要なサービスが提供できる人材確保につなげることが重要であると述べた。

その他の意見として、国内の景気が回復基調にあるなか、その担い手である従事者の確保・育成が課題となっているため、報酬改定にかかる検討のなかで従事者の処遇・賃金についても検討すべきではないか。また、重度の行動障害等を有する利用者は、障害程度区分だけでは表すことができない要素がある。とくに、行動面に課題を抱える利用者をどう支援するか、サービス提供者に対するインセンティブをあわせて考えることが必要ではないかなどの指摘があった。

なお、今回ヒアリング対象団体は、38団体となっており、各団体に十分な時間をとれないため、事前資料の提出を依頼するとともに、対象団体以外からも文書による意見提出を認めてはどうかという意見があった。

次回は、7月上旬に関係団体ヒアリングを開催する予定である。

3. 厚生労働省「平成26年度障害福祉サービス提供実態調査」への協力について

厚生労働省は、平成27年4月の障害福祉サービス等の報酬改定に関連して、標記調査を実施している（みずほ情報総研株式会社に委託）。この度、同省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課より、本会に対して同調査の周知および協力依頼があった。

本調査の主な内容は、開所日数、利用者数、定員、職員体制、人員配置状況、施設・事業所におけるサービスの実施状況等となっている。なお、本調査の受付期限は、平成26年7月10日である。

抽出調査のため、同調査票は6月に対象施設等に送付されている。該当施設・事業所におかれては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきたい。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）